

河川管理施設等構造令の特例を活用した川づくり

(株)オリエンタルコンサルタンツ
保全防災事業部門 河川港湾部
佐藤 俊介

キーワード

①河川敷地占用

②都市河川

③まちづくり

平成 23 年 3 月に河川敷地占用許可準則の改正により特例制度が創設された。これにより営業活動を行う事業者等による、都市及び地域の再生等に資する河川敷地の利用が実施可能となった。また、道路占用に関しても特例制度が創設されており、まちづくりと連携した公共施設の占用が推奨されている。

北九州市に位置する二級河川神嶽川の河川整備事業において、周辺条件や、上位関連計画、張り出している且過市場の特性から、準則を適用し河川空間を占用する河川整備検討を行っている。本論では、神嶽川の状況を概説した上で、整備計画の検討状況を報告する。